

客観的な指標に基づく成績評価方法

(試験等)

1. 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めたときは、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。

(学業成績)

1. 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表す。秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。
2. 授業科目の成績は、前項の5種で表すとともに、それぞれの評価に対して、GP (Grade-Point) を与える。【秀：4、優：3、良：2、可：1】
3. 再試験により合格となったものの学業成績は、点数の如何によらず可の判定とする。

(単位の授与)

1. 授業科目を履修し、各科目の成績を判定のうえ、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。

(成績順位算定)

1. 相対評価により成績順位をつける必要がある場合には GPA (Grade-Point-Average) を用いて行う。

$$\text{GPA} = \frac{\text{(履修科目の GP} \times \text{履修単位数) の合計}}{\text{総履修単位数}}$$